

「放課後等デイサービス」「指定保育所等訪問支援」

重要事項説明書

本重要事項説明書は、特定非営利活動法人ジャイフルとサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当法人の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

特定非営利活動法人ジャイフルでは、利用者に対して放課後等デイサービスを提供します。
当サービスの利用は、原則として児童福祉法に基づく通所支援給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. NPO 法人ジャイフルの概要・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 事業実施地域・・・・・・・・・・・・・・・・
3. 職員の体制・・・・・・・・・・・・・・・・
4. サービスの内容・・・・・・・・・・・・・・・・
5. 利用料金および費用とのお支払方法・・・・・・・・
6. サービスの利用方法・・・・・・・・・・・・・・・・
7. 契約期間内の自動終了・・・・・・・・・・・・・・・・
8. 緊急時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・
9. 損害保険・・・・・・・・・・・・・・・・
10. 苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・
11. 署名欄・・・・・・・・・・・・・・・・

特定非営利活動法人

ジャイフル

※ジャイフルの由来は中国語で JIAO YU（教育）→J、YI LIAO（医療）→Y、FU LI（福祉）→F、LIAN XI（連携）→L、DI QU（地域）→D を合わせ JYFLD（ジャイフル）

NPO 法人ジャイフルの概要

事業所の種別	放課後等デイサービス
所在地	札幌市中央区北 1 条東 5 丁目 10 番地 39 北 1 条高清館ビル 2 階
電話番号	011-596-6555
代表	渡邊 隆史
施設の目的	発達障害を持った子どもたち（LD・ADHD・高機能自閉症等）に対する適切な配慮や支援を行うことにより、困難を克服し、二次的な問題が生じることを防ぐことを目的とする。
施設開設年月日	平成 23 年 3 月 16 日
実施事業	放課後等デイサービス 指定保育所等訪問支援
事業所指定年月日	平成 23 年 3 月 16 日
事業所の定員	10 名
事業の運営方針	事業所の従業員は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、また障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものとする。 2 事業の実施に当たっては、都道府県、関係市町村、教育機関、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 3 指導員及び従業者が提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

1. 事業実施地域

「放課後等デイサービス」

札幌市（中央区・白石区・豊平区・東区・北区・手稲区・厚別区・西区・南区）

2. 職員の体制

(1) 職員体制

管理者：1 名（常勤兼務）

児童発達支援管理責任者：1 名（常勤兼務）

児童指導員：3 名（常勤専従 3 名）

保育士：1 名（常勤兼務 1 名）

機能訓練担当職員：1 名（常勤専従 1 名）

訪問支援員 1 名（非常勤職員 1 名）

(2) 職務内容

児童発達支援管理責任者は、放課後等デイ個別支援計画及び保育所等訪問支援計画の作成業務のほか、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、ほかの従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものとする。

児童指導員及び保育士は、本児に適した学習支援、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。

保育所等訪問支援計画に基づき、障害児に対して適切に支援を行う。

(3) 勤務体制の確保

従業員の勤務の体制を定めるとともに、従業員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

①採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

②継続研修 年 3 回

3. サービスの内容

開 設	月曜日から土曜日、(祝日が日曜日の場合は振替休日) ※ただし 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く
サ ー ビ ス 提 供 時 間	・月～金 13：00～19：00 (春季・夏季・冬季休業期間 10：00～12：00 / 13：00～17：00) ・土 9：00～15：00
対 象 児 童	受給者証を交付された就学している児童(小学生・中学生・高校生)
定 員	1 日 10 名 指定保育所等訪問支援は月 2 回まで利用可能
活 動 内 容	放課後等デイサービス なえぼん ・日程確認 ・学習支援 ・自由遊び ・小集団活動 ・SST 等 ※ お子様の状態に合わせて、プログラムを作成する。 指定保育所等訪問支援 なえぼん ・保育所等訪問支援の提供

4. 利用料金および費用とのお支払方法

(1) 障害児通所給付費受給対象サービスの「利用者負担額」を利用料とします。

(2) 次に定める費用については「利用者負担額」とは別に請求させていただきます。

①療育に必要なイベント等の開催時の実費費用

②その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって保護者に負担させることが適当とみられるものの実費

(3) お支払方法は請求額を口座振り込みにて納入願います。

- (4) 保育所等訪問支援を提供した際は、障害児の保護者からサービスに係る「利用負担額」の支払いを受けるものとする。また、「実費負担額」が発生した場合は請求し、その支払いを受けるものとする。
- (5) 事業者は、保護者の選定により次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、次のとおり費用を徴収するものとする。
 - ① 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 300円
 - ② 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上 500円
- (6) 費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付するものとする。
- (7) 費用に係るサービスの提供に当たっては、保護者に対して事前にサービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書（記名押印）を受けることとする。

5. サービスの利用方法

(1) 契約

- ① 当事業所サービスの利用が決定した場合は、契約行為を行い、そのうえでお子様の個別支援計画を作成しサービスを開始いたします。
- ② サービスの提供にあたっては、適切な処遇を実施するため、お子様の「心身の状況」、「生活環境」、「生育歴」のほか、他の保健福祉医療サービスの利用状況及びご家族の状況を把握させていただきます。

(2) デイサービスの利用日時について

- ① お子様の利用する日時を、予め決めさせていただきます。
- ② サービス提供予定日に、利用者の都合でキャンセルされる場合は、別日に振り替えることができないことをご了承いただきます。
- ③ サービス提供予定日に、当事業所の都合によりお休みさせていただく場合があります。その場合には事前にお知らせし、可能であれば別日にサービスを実施させていただくこともあります。

(3) サービスの実施

- ① 療育内容及びサービス内容について、ご希望がありましたら事前にお渡しいたします相談票にご記入ください。支援の方向性を検討し、そのうえで個別支援計画を作成し、それに沿ってサービスを提供させていただきます。
- ② 利用にあたって不安や心配がある方は、ご遠慮なくお申し出ください。安心してご利用いただけるように配慮いたします。
- ③ デイサービス利用中、お子様の体調不良などにより時間を繰り上げる場合もありますので、ご了承ください。

(4) サービスの実施記録について

- ① デイサービス実施記録について
当事業所では、デイサービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容を記録します。
- ② 利用者の記録や情報の管理、開示について
当事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し利用者の求めに応じてその内容を開示します(開示に際して必要なコピー代などの諸費

用は、利用者の負担となります)。なお、個別支援計画及びサービス記録は、作成の日から5年間保存します。

(5) 事業の実施地域

通常の事業実施地域は、次のとおりとする。

《放課後等デイサービス なえぼん》

- (1) 札幌市(中央区、白石区、東区、豊平区、北区、手稲区、厚別区、西区、南区)とする。

《指定保育所等訪問支援 なえぼん》

- (1) 札幌市(中央区、白石区、東区、豊平区、北区、清田区、厚別区)とする。

(6) サービス利用に当たっての留意事項

サービスの提供を受ける際は、次に掲げる事項に注意してもらうよう説明を行うものとする。

- (1) 事業所内の機器使用にあたっては、職員の指示に従うこと。
(2) 事業所内の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損した場合は、自己の責任により修復又は相当の代価を弁償するものとする。

6. 契約期間内の自動終了

- ① お子様が施設に入所したとき
- ② 障害児通所支援サービスの給付期間が終了し、その後受給者証の交付がないとき
- ③ お子様が死亡したとき
- ④ 無連絡のキャンセルが続いたとき
- ⑤ 長期入院、相当期間の利用ができないとき
- ⑥ 契約期間が満了したとき

7. 緊急時の対応

サービス提供中に発熱等体調不良などにより、サービスに耐えられないと判断した場合は、時間を切り上げる等の適切な措置を行います。また、緊急を要する状態が発生した場合は、主治医に連絡するなどの必要な処置を講じます。

8. 損害保険

当事業所は以下の損害賠償保険に加入しています。

損保ジャパン 施設賠償責任保険

9. 苦情の受付について

(1) 当事業所に対する苦情の受付

当事業所に対する苦情は、以下の担当者が受け付けます。

◆ 苦情解決責任者

放課後等デイサービスなえぼん

管理者

園田 規美子

(2) 行政機関、その他の苦情受付機関

当事業所での苦情解決に不満等がある場合、次の機関へ苦情を申し出てその解決を求めることができます。

◆ 北海道福祉サービス運営適正委員会（北海道社会福祉協議会）

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目かでの2・7

専用電話 (011) 204-6310

※「北海道福祉サービス運営適正委員会」は、福祉サービス援助事業の適正な運営の確保及び福祉サービスに関する苦情解決を行うことを目的として設置された都道府県段階の中立的な第三者機関です。

◆ 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電 話 (011) 211-2938

10. 事故発生時の対応方法について

障がい児に対する放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、障がい児に対する放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市 町 村 名	札幌市
	担 当 部 ・ 課 名	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
	電 話 番 号	011-211-2936

保険加入	本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 損保ジャパン 施設賠償責任保険
------	--

11. 非常災害に関する事項

当事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

12. 人権擁護・虐待の防止のための措置に関する事項

放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援の提供に対する障害児の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、虐待防止委員会の設置、責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決の整備、また、職員に対する研修等を実施する。

当事業所は、各種法令に基づき、放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援として、必要なサービスを適切に提供する。

人権擁護及び虐待防止責任者 管理者 園田 規美子

1 3. 第三者評価の実施状況

当事業所は以下の第三者評価を受けております。

株式会社 JYFLD

〒060 - 0041

札幌市中央区大通東7丁目12-50

TEL. 011 - 215-1145

1 4. 署名欄

年 月 日

サービス利用にあたり契約書および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者【住所】 札幌市中央区北1条東5丁目10番地39
北1条高清館ビル2階

【名称】 特定非営利活動法人 ジャイフル
放課後等デイサービス なえぼん

【説明者】 氏名 園田 規美子 印

私は契約書および本書面において放課後等デイサービス及び
保育所等訪問支援の重要な事項について事業者より説明を受け
同意しました。

利用者【利用児童】 住所

氏名

【保護者】 氏名 印

児童との関係（ ）